

インボイスの保存義務

Q インボイスや簡易インボイスは必ずもらって保存しないといけないのでしょうか？

A 自動販売機や公共交通機関等においては一部インボイスの保存義務が免除されるものがあります。



インボイスの保存義務が免除されるもの

- ①公共交通機関による旅客の運送(3万円未満)
- ②入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③古物業者による古物の購入(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)
- ④質屋による質物の購入(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)
- ⑤宅地建物取引業者による建物の購入(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)
- ⑥再生資源および再生部品の購入(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)
- ⑦自動販売機および自動サービス機からの商品・サービスの購入(3万円未満)
- ⑧郵便切手類を対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに投函されたものに限る)
- ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当および通勤手当等

※③～⑥については相手方が「適格請求書発行事業者でない」ことが必要です。

原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイスまたは簡易インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされますが、例外として「帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引」があり、以下の場合には適格請求書等の保存が必要でなく、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

(Q&A インボイス制度 開始に向けて準備すべきことは？P19～P20 より抜粋)



～今月の短信トピックス～

相続税の対象となる生前贈与と改正



◆夏季休業のお知らせ



《休業期間》

令和5年8月11日(金)～

令和5年8月16日(水)

いつも格別のご愛顧を賜りありがとうございます。
誠に勝手ながら下記日程にて夏季休業とさせていただきます。
ご迷惑をおかけ致しますがよろしくお願い申し上げます。
※8月17日(木)からは通常営業致します。

	月	火	水	木	金	土	日
8月	7	8	9	10	11	12	13
					夏季休業日		
	14	15	16	17	18	19	20
	夏季休業日						



TKC全国会

アシシステム税理士法人

魚津本社 ☎ 0765(22)5737 FAX: 0765(24)6500

富山事務所 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402



皆様の周りに経理指導をして
欲しい方はおられませんか？
担当者へお問合せください